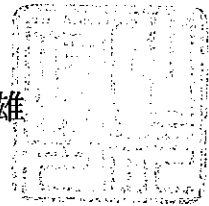


府中市告示第173号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年11月25日

府中市長 高野 律 雄



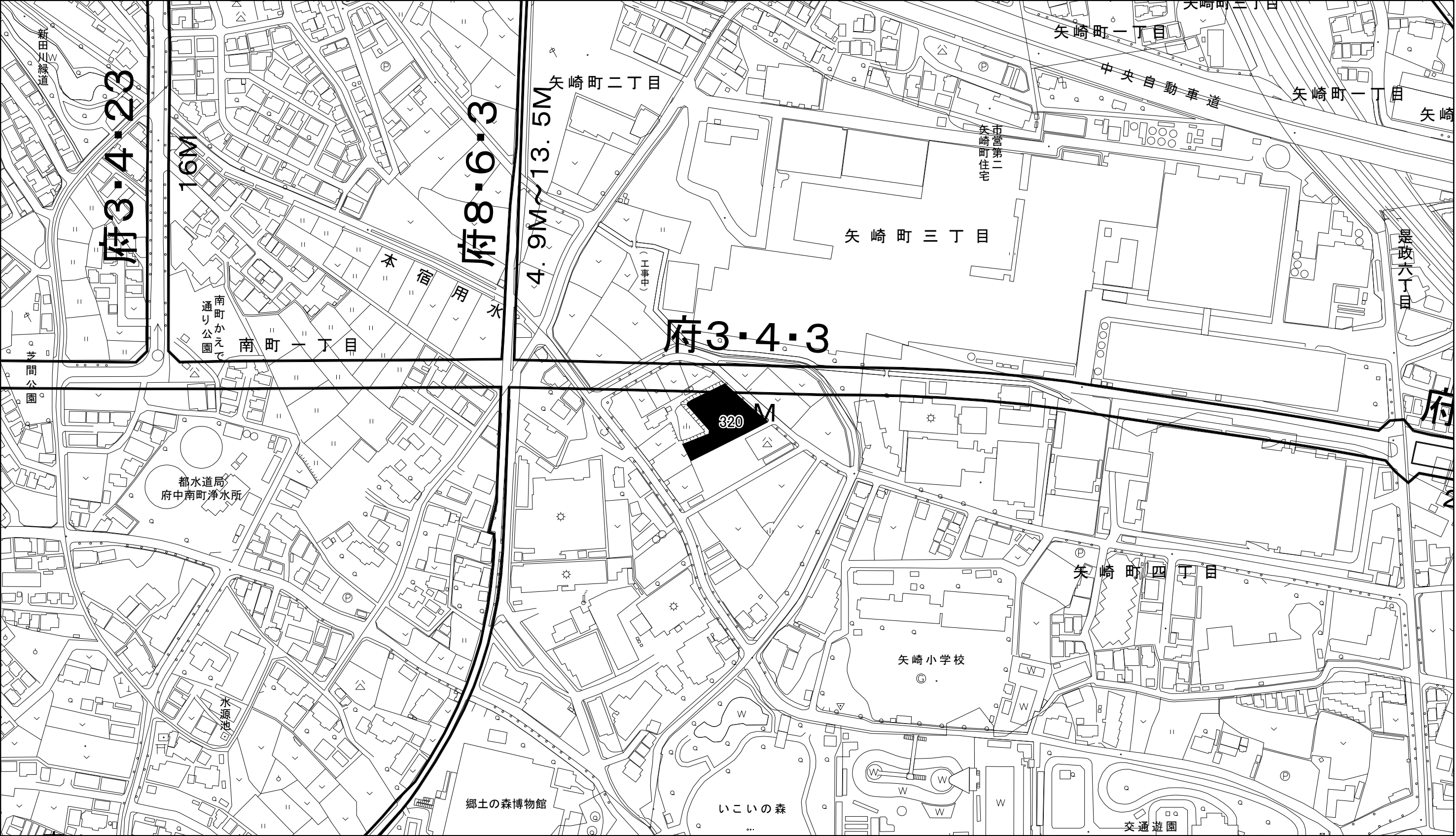
- 1 区域及び面積
別紙及び位置図のとおり

特定生産緑地（府中市）の解除

生産緑地地区番号	位 置	面 積
320	府中市南町六丁目地内	約 1,300 m ²
514	府中市多磨町二丁目地内	約 1,010 m ²

「区域は位置図表示のとおり」

特定生産緑地 (府中市) 位置図

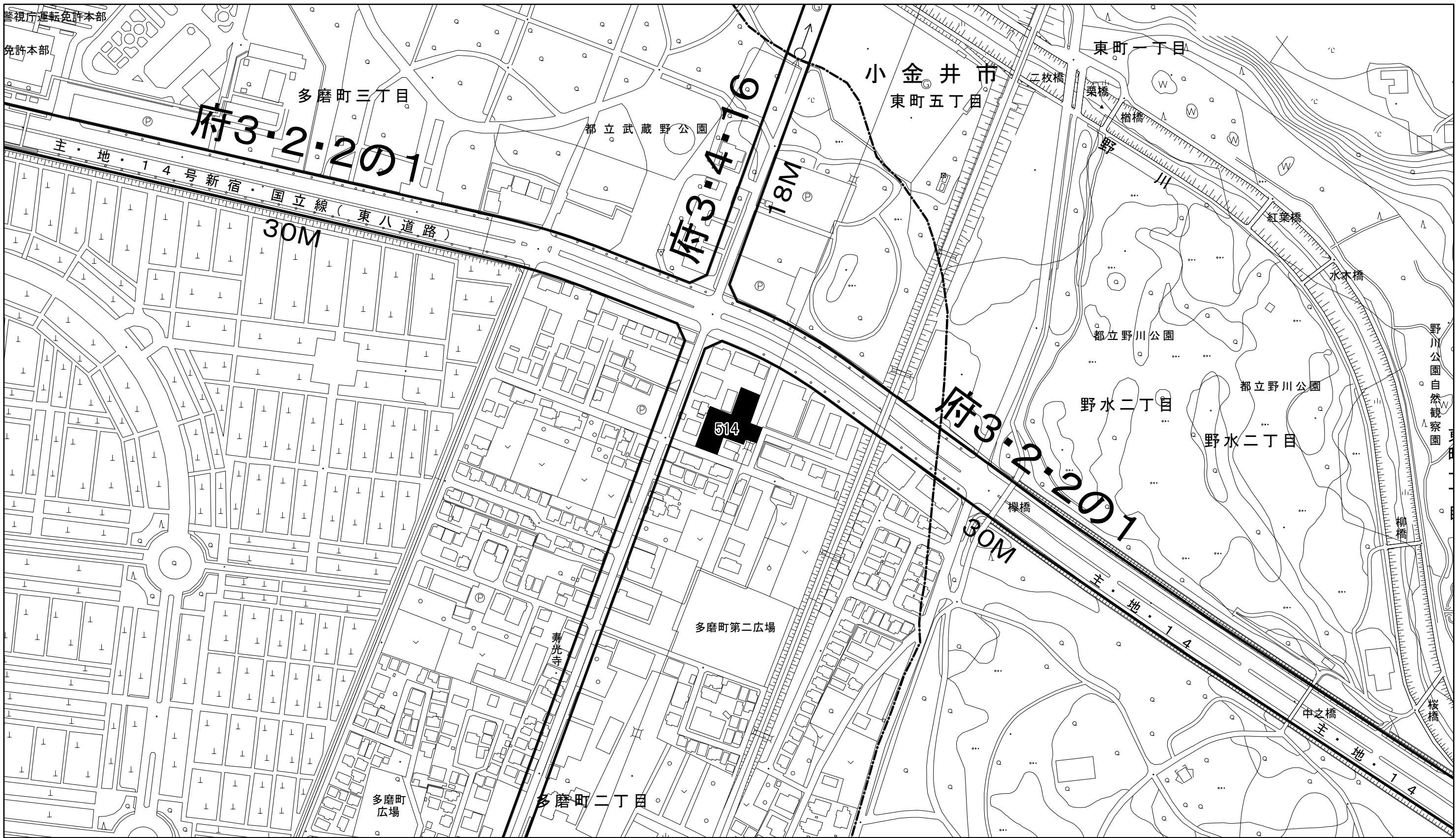


凡例

■ 特定生産緑地 指定解除区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 6都市基交著第16号 令和6年5月30日
(承認番号) 6都市基街都第6号 令和6年4月15日

特定生産緑地 (府中市) 位置図



凡例

■ 特定生産緑地 指定解除区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 6都市基交著第16号 令和6年5月30日
(承認番号) 6都市基街都第6号 令和6年4月15日

令和6年11月

